

# 成年後見制度

## ハンドブック

～共に支え合い、一人ひとりを大切にするまちづくり～



令和3年4月改訂版

社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会  
伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター

# 1 成年後見制度とは・・・

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でないため、財産の管理や介護、施設の入退所などの契約、遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害に遭う恐れのある方がいます。

成年後見制度は、このような方の判断能力を補い、本人が損害を受けないようにし、権利を守るための身近な制度です。

成年後見制度には『**法定後見制度**』と『**任意後見制度**』があります。

## ◆『法定後見制度』◆

既に認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分なために、ご自身で法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所が適任と思われる援助者(成年後見人・保佐人・補助人)を選任して、本人を法的に支援する制度です。

本人の判断能力に応じて、「補助」・「保佐」・「後見」の3つの類型があります。

### 例えば、こんなとき・・・

- 介護・療養費用を得るために、所有している不動産の処分をしたいが、判断能力が不十分で一人で行うことが難しい。
- 今までにも何度か消費者被害に遭っていて、※クーリングオフなどの手続では間に合わない。



※クーリングオフとは、特定商取引法で、契約後一定の期間内であれば、無条件で契約が解除できる制度のことです。

## ■『任意後見制度』■

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ「誰に」、「どのような支援をしてもらうのか」を契約によって決めておく制度です。

### 例えば、こんなとき・・・

- 将来、認知症などで自分自身のことができなくなってしまうときに備えて、元気なうちに財産管理や介護の手配などをしてくれる人(任意後見受任者)を決めておきたい。



## 2 『法定後見制度』と『任意後見制度』

# 成年後見制度



### 法定後見制度

既に判断能力が不十分な方の権利や財産を保護するため、家庭裁判所に後見等開始の申立てを行います。

申立てができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族などです。

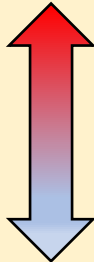
判断能力に応じて「補助」・「保佐」・「後見」の3つの類型に分けられます。

〈本人の判断能力の程度〉



後見

判断能力を常に欠く状態で、日常の買い物など一人では難しい方



保佐

判断能力が著しく不十分で、日常の買い物などは一人でできるものの、重要な財産管理・処分などは難しい方



補助

判断能力が不十分で、重要な財産管理などを一人ですることが不安な方

家庭裁判所から選任された成年後見人等が、本人の心身や生活等に配慮しながら法律行為(財産管理・身上保護)を行います。



### 任意後見制度

将来、判断能力が衰えたときに備えて、あらかじめ本人が選んだ方(任意後見受任者)に、支援してほしい事柄について代理権を与える契約(※任意後見契約)を公正証書で結んでおきます。この任意後見契約は、公証役場で結びます。



判断能力が低下!



本人の判断能力が低下したときに、家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立てを行います。

申立てができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人になる人(任意後見受任者)です。



任意後見人の活動がスタート!



選任された  
任意後見監督人

家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて、任意後見契約の効力が生じ、任意後見契約に基づいた任意後見人としての活動が始まります。

### 3 法定後見制度の概要

| 類 型               |         | 補 助                                            | 保 佐                                            | 後 見                                                                              |
|-------------------|---------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 対象となる人の判断能力レベル    |         | 判断能力が不十分な人<br>大部分は自分でできるが高度な判断を要する取引は補助が必要となる人 | 判断能力が著しく不十分な人<br>重要な取引行為(不動産売買行為等)を単独で行うのが難しい人 | 判断能力が全くない人<br>判断能力を欠く常況にある人(日常の買い物も一人ではできないなど)                                   |
| 援助者(成年後見人等)       |         | 補助人                                            | 保佐人                                            | 成年後見人                                                                            |
| (後見等監督人)          |         | (補助監督人)                                        | (保佐監督人)                                        | (成年後見監督人)                                                                        |
| 監 督               |         | 家庭裁判所                                          |                                                |                                                                                  |
| 家庭裁判所に申立てできる人     |         | 本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長、検察官、任意後見人、成年後見人等、成年後見監督人等 |                                                |                                                                                  |
| 申立てに対する本人の同意      |         | 必 要                                            | 不 要                                            |                                                                                  |
| 医師の鑑定             |         | 原則として不要                                        | 原則として必要                                        |                                                                                  |
| 同意権・取消権           | 付与される範囲 | 特定の法律行為<br>(民法13条1項に定める行為の一部)                  | 民法13条1項に定める行為                                  | 全ての法律行為                                                                          |
|                   |         | ※但し、日常生活に関する行為は除く                              |                                                |                                                                                  |
|                   | 本人の同意   | 必 要                                            | 不 要                                            |                                                                                  |
|                   | 取消権者    | 本人と補助人                                         | 本人と保佐人                                         | 本人と成年後見人                                                                         |
| 代理権               | 付与される範囲 | 特定の法律行為(申立ての範囲内)                               |                                                | 財産に関する全ての法律行為                                                                    |
|                   | 本人の同意   | 必 要                                            |                                                | 不 要                                                                              |
| 職 務               |         | 同意権、取消権、代理権の範囲内における本人の生活、療養看護及び財産に関する事務        |                                                | 本人の生活、療養看護及び財産に関する事務                                                             |
| 援助者の一般的な義務        |         | 本人意思の尊重、心身の状況や生活状況に配慮                          |                                                |                                                                                  |
| 制度を利用した場合の資格などの制限 |         |                                                | ・医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位にふさわしい能力があるかを個別に審査・判断 | ・同左<br>・印鑑登録は、成年被後見人であっても、印鑑登録申請に成年後見人が同行の上、本人が来庁し、申請される意思を確認できる場合に限り、印鑑登録の申請が可能 |

|     |                                                                                                                                                 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代理権 | 本人に代わって(本人を代理して)、本人のために特定の法律行為を行う権限<br>〈例〉・通帳から本人に代わってお金を引き出すことができます。<br>・本人に代わって施設入所契約をすることができます。                                              |
| 同意権 | 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人にとって不利益ではないかを検討し、問題がない場合に同意(了承)する権限<br>〈例〉・家のリフォーム契約を本人がするときは、保佐人・補助人の承諾が必要。<br>※成年後見人には同意権はありません。(被後見人には契約能力がないとされているため。) |
| 取消権 | 同意していない本人の行為を取り消す権限<br>〈例〉・本人が一人で必要のないリフォーム契約をしてしまったときに、成年後見人等の同意なしにした契約は、成年後見人等が取り消すことができます。<br>ただし、日常生活に関する行為は取り消すことができません。                   |



## 4 成年後見人等の仕事

### ◆成年後見人等としての初めての仕事(就任直後)

#### (1)今後の計画(後見等事務計画書)の作成

本人の意向を尊重し、本人にふさわしい暮らし方や、必要な支援を考えて、身上保護や財産管理について、今後の計画(後見等事務計画書の作成)と収支予定を立てます。



#### (2)財産目録と年間収支予定表の作成

本人の財産状況を明らかにして、成年後見人等就任後1か月以内に、家庭裁判所に後見等事務計画書とともに、財産目録と収支予定表も提出します。

#### (3)関係機関への手続や通知など

今後の後見活動に当たって、各方面(例えば、役所、金融機関、年金事務所など)への手続や通知などをします。



**〈主な手続・通知先のチェックリスト〉** ※必要に応じて、御活用ください。

- ☐ 親 族  
役割の説明、役割分担の協議、親族が財産や金銭管理をしている場合の管理の引継ぎ
- ☐ 金融機関  
代理手続(後見人届)
- ☐ 介護・福祉サービス機関  
役割分担の協議、施設等が事務管理している場合の管理の引継ぎ、サービス契約
- ☐ 医療機関  
役割分担の協議、病院等が事務管理している場合の管理の引継ぎ、サービス契約
- ☐ 市区町村(介護高齢・障がい担当課、社会保険担当課、住民・固定資産税担当課等)  
代理手続、転送ができない(健康保険・年金通知等)場合の通知等の郵送先の変更
- ☐ 年金事務所  
現況届の代理手続、場合によって通知等の郵送先の変更
- ☐ 税務署  
代理申告手続
- ☐ 生命保険会社や証券会社  
代理手続(後見人届)
- ☐ 民生委員・町内会の役員  
役割分担の協議、事務管理している場合の管理の引継ぎ
- ☐ その他



### ◆身上保護に関すること

介護契約や施設入所契約など、本人が安心して生活できるよう環境を整えます。

例えば・・・ ●日常生活の見守り ●入退院の手続、医療費の支払い

●施設入退所契約 ●福祉サービスの手配、契約、履行状況の確認 など



## ◆財産管理に関すること

本人の資産や負債、収入及び支出の内容を把握し、本人の意向を尊重して適正かつ計画的に資産を維持・活用します。

例えば… ●収入・支出の管理 ●金融機関との取引

●不動産などの財産管理、保存、処分 ●権利書や通帳など証書類の保管

●遺産相続、各種行政手続 など



## ◆家庭裁判所・後見等監督人への報告

成年後見人等として行った後見事務を定期的に家庭裁判所・後見等監督人へ報告し、助言や指導、監督を受けます。



### 【家庭裁判所に事前の許可が必要な事項】

- 居住用不動産の売却や抵当権の設定
- 居住用家屋の賃貸借契約の解除
- 多額の財産変動を伴う支出 など



## ◆変更の登記など

成年後見人等や成年被後見人等(本人)の住所変更など後見登記の内容に変更が生じたときは、東京法務局後見登録課に「変更」の登記などを行う必要があります。



## ★成年後見人等の仕事ではないこと!

◇毎日の買い物、身体介護などの事実行為

◇アパートなどの賃貸契約の保証人



◇入院や施設入所時の身元保証人・身元引受人

◇病気やケガなどの治療や手術に関する医療同意

◇養子縁組、認知、結婚などの身分行為

◇遺言、臓器提供、延命治療など、

本人自身の意思に基づくことが必要な行為

◇葬祭、埋葬、家財の整理など、死後の手続や相続手続



※民法改正（平成 28 年 10 月 13 日施行）により、成年後見人に限り、火葬・納骨に関する契約を締結できるようになりましたが、事前に家庭裁判所がその許可を判断します。

## 5 もっと知りたい!成年後見制度 Q&A

### Q1 法定後見の場合、成年後見人等にはどのような人が選ばれますか？

答え：家庭裁判所が本人にとって最も適任と思われる方を選任します。例えば、親族を後見人等候補者として申立てをしても選任されるとは限りません。

申立ての際に、本人に法律上又は生活面での課題がある、本人の財産管理が複雑困難であるなどの事情が判明している場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士など、成年後見人等の職務や責任についての専門的な知識を持っている専門職を成年後見人等に選任することがあります。

なお、誰を成年後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。



### Q2 法定後見の申立てを取り下げることができますか？

答え：一旦申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることができません。

例えば、申立人が後見人等候補者として推薦する方が成年後見人等に選任されそうにないという理由では、原則として申立ての取下げは認められません。

### Q3 成年後見人等にはどのようなこと(役割、職務)をしますか？

答え：成年被後見人等(本人)の意思や利益を考えながら、本人名義の預貯金や不動産の管理等の財産管理を行います。

確定申告などの税務手続、各種行政関係手続、介護契約、医療契約などの本人の身上保護を目的とした事務も行います。

また、本人が同意なしに行った不利益な契約を、後から取り消すなど、本人を保護・支援します。

### Q4 成年後見人等の報酬は・・・？

答え：一定期間(一般的には1年に1回)、職務を行った後に、成年後見人等から家庭裁判所に対し、「報酬付与の審判」の申立てをすることができます。

報酬の額は、成年後見人等が行った後見等事務の内容や成年被後見人等(本人)の財産などを考慮して家庭裁判所が決定し、成年被後見人等(本人)の財産から成年後見人等が受け取ることができます。

(家庭裁判所の許可なく、本人の財産から報酬を受け取ることはできません。)

低所得で財産がないなど、一定の要件に当てはまる方は、伊勢原市の報酬助成制度を利用できる場合があります。

(\*)任意後見監督人についても、家庭裁判所に対して報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所の判断により、本人の財産から報酬が支払われることになります。





## Q5 成年後見人等の仕事は、いつまで続きますか？

答え：成年後見人等の仕事は、成年被後見人(本人)が病気などから回復し、判断能力を取り戻すか、本人が亡くなるまで続きます。申立てのきっかけとなった当初の目的(例：保険金の受領や遺産分割など)を果たしたら終わりというものではありません。

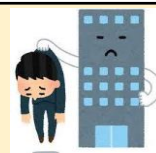
## Q6 成年後見人等は途中で辞められますか？

答え：成年後見人等は正当な事由(例：老齢、疾病、負担過重、遠方への転居など)により、後見事務遂行に支障がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞任することができます。



## Q7 成年後見人等が責務を果たさなかったら、辞めさせることはできますか？

答え：成年後見人等が任務を遂行せず、成年被後見人等(本人)の利益を損なっているような場合(例：不正行為)は、家庭裁判所は一定の者からの請求又は職権で成年後見人等を解任することができます。



## Q8 成年後見人等と成年被後見人等(本人)との利益が相反するときの対応は…？

答え：例えば、兄(被後見人等)の成年後見人等に就任している弟は、亡父の遺産分割の際に、兄を代理することはできません。このような場合に、後見監督人がいるときは後見監督人が成年被後見人等(本人)を代理し、いないときは家庭裁判所が選任する特別代理人が成年被後見人等(本人)を代理します。



## Q9 成年被後見人等(本人)が施設に入所しているので、成年後見人等は、自宅を売却等することができますか？

答え：成年後見人等は、成年被後見人等(本人)の財産につき代理権の範囲で管理・処分することができます。

ただし、成年被後見人等(本人)の居住用不動産の売却その他処分行為については事前に家庭裁判所の許可を得る必要があります。



## Q10 成年被後見人等(本人)が亡くなったら…？

答え：成年被後見人等(本人)が死亡した場合には、後見活動を終了します。

成年後見人等は、①家庭裁判所への死亡報告、②「終了」の登記手続、③管理財産の計算(精算)、④成年被後見人等(本人)の相続人に管理財産の引渡しを行います。





## 6 申立てができる親族と申立権者

法定後見の申立てができる人は…

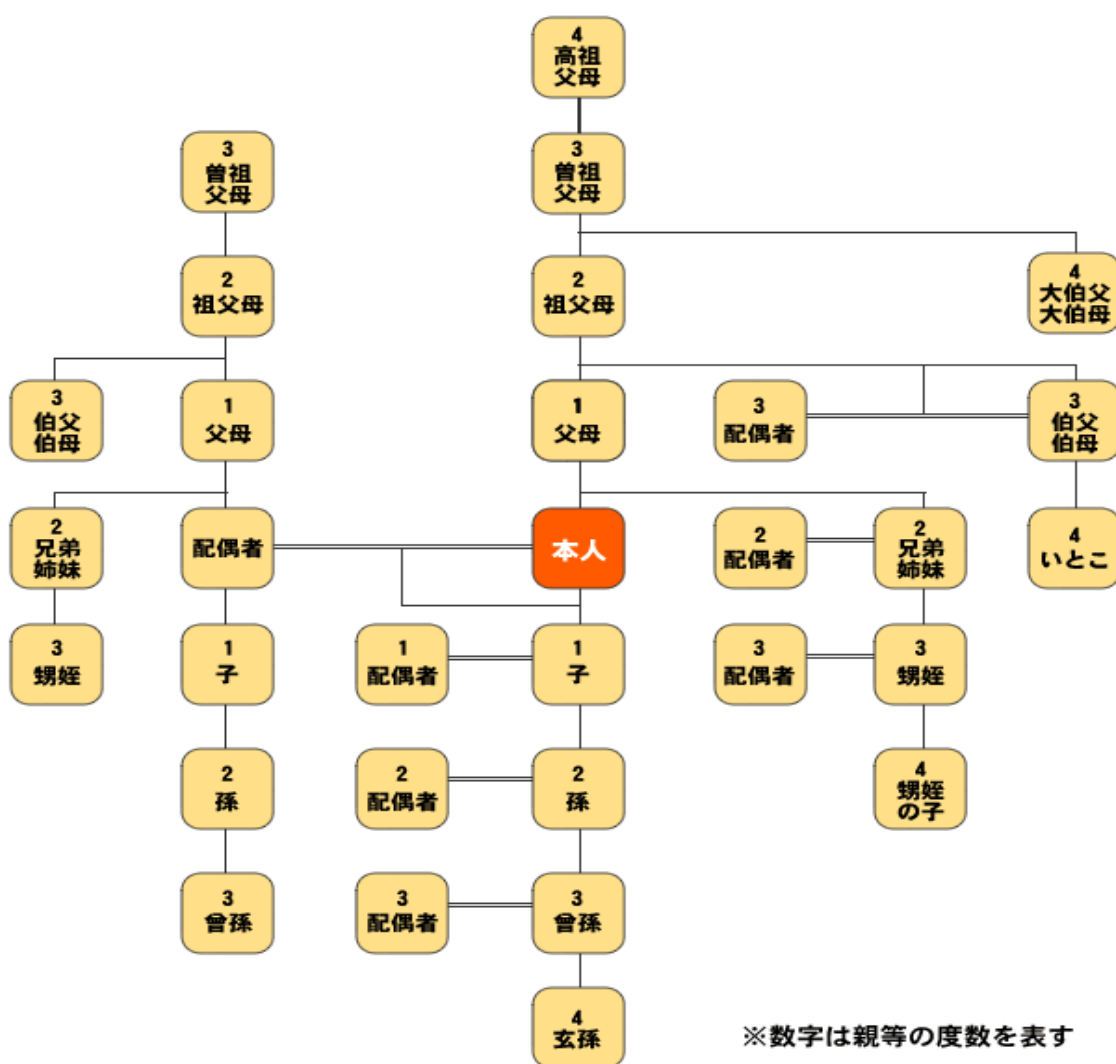
- 本人、配偶者、四親等内の親族(※下図のとおり)
- 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人
- 市区町村長、検察官 など



家庭裁判所

### 〔四親等内の親族図〕

※親族等で申立てが困難な方は、御相談ください!



結婚による親族(姻族)

血族

姻族

血族

# 7 申立て～後見等開始までの流れ

## STEP 1

### 法定後見制度の利用を検討します

◆意思決定支援を重視する立場から、できる限り制度利用について本人に説明し、納得が得られるよう努めましょう。

その上で、本人に関わっている支援関係者(施設・事業所等)や親族と相談します。本人の状況を踏まえ、親族などともよく相談して決めましょう。



### 申立人を決めます ➡ 本人・配偶者・四親等内の親族など

◆「本人情報シート」の準備・手配

➡本人の支援に関わっている福祉関係者等(ケアマネジャー、ケースワーカーなど)に「本人情報シート」の作成を依頼しましょう。

作成された「本人情報シート」はコピーを必ず1部取っておきましょう。

※福祉関係者の支援を受けていない場合など、「本人情報シート」の作成を依頼できる方がいない場合は、準備しなくても診断書の作成を依頼することはできます。

◆「診断書」及び「鑑定についての照会書」の準備・手配

➡かかりつけ医に「診断書」及び「鑑定についての照会書」を依頼する際には、「本人情報シート」(原本)を情報提供して、作成してもらいましょう。

## STEP 2

### 後見人等候補者の検討・調整

◆親族の中から後見人等の候補者を立てるのか、第三者の専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等)に依頼するのかを決めます。



17ページに各専門士業団体の問合せ先情報を掲載しています。

※必要に応じて、申立ての代理を弁護士に、書類作成の代行を司法書士に委任することもできます。(★委任費用が必要です。)

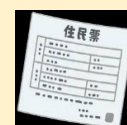
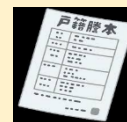
★申立の代理(弁護士)や書類作成の代行(司法書士)を専門家に任せることができます。

## STEP 3

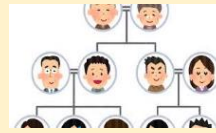
### 申立書類と必要資料の情報収集・作成

#### 1)後見・保佐・補助開始申立てに共通するもの

- ①後見・保佐・補助開始等申立書
- ②申立事情説明書
- ③後見人等候補者事情説明書(候補者の方がいない場合には提出は不要)
- ④本人の戸籍謄本(戸籍の全部事項証明書)※発行から3か月以内のもの
- ⑤本人の住民票又は戸籍附票(※マイナンバーの記載のないもの)  
※発行から3か月以内のもの
- ⑥成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票(※マイナンバーの記載のないもの)  
※発行から3か月以内のもの



- ⑦本人の登記されていないことの証明書(※発行から3か月以内のもの)  
(※横浜地方法務局の窓口か東京法務局後見登録課へ郵送で申請・取得を!)
- ⑧診断書(※発行から3か月以内のもの)及び鑑定についての照会書
- ⑨本人情報シートのコピー
- ⑩本人の健康状態に関する資料  
(例:介護保険被保険者証、療育手帳(愛の手帳)、  
精神保健福祉手帳などのコピー)
- ⑪財産目録及び収支予定表
- ⑫相続財産目録(※本人を相続人とする相続財産がない場合は不要)
- ⑬本人の財産や収支を裏付ける資料  
(例:不動産登記事項証明書(原本)、預貯金通帳や年金振込通知、  
各種根拠資料のコピー)
- ⑭本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料
- ⑮成年後見人等候補者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合は、その根拠資料のコピー(例:借用書、担保権を設定した契約書、保証に関わる契約書など)
- ⑯親族の意見書
- ⑰親族関係図
- ⑱申立てに必要な収入印紙・郵便切手  
収入印紙(申立手数料 800 円分)  
※同意権や代理権付与を求める場合は、別途 800 円分が必要!  
収入印紙(登記手数料 2,600 円分)  
郵便切手(後見開始/3,470 円分、保佐・補助開始/4,500 円分)  
※家庭裁判所から指定された金種・枚数ごとに購入・準備を!



## 2)保佐開始申立用

- ⑲代理行為目録(保佐・補助開始申立用)及び場合によって根拠資料のコピー等
- ⑳同意書(保佐申立用)



## 3)補助開始申立用

- ㉑代理行為目録(保佐・補助開始申立用)
- ㉒同意行為目録(補助開始申立用)
- ㉓同意書(補助開始申立用)
- 及び場合によって根拠資料のコピー等

## STEP 4

## 申立書類の完成、申立面接の予約、家庭裁判所への申立て

- ◆家庭裁判所に申立面接日の予約を取ります。

(※横浜家庭裁判所 小田原支部 後見係 ☎ 0465-22-6946)

受付時間: 平日(月～金曜日)の AM9:30～12:00、PM1:00～5:00 の間

- ◆面接日: 毎週月・水・木のうち、(1)AM10:00 (2)PM1:30 のいずれかの曜日・時刻



- ◆申立書類一式のコピーを取っておきましょう。(※手元に控えとして保管を!)

- ◆申立書類(原本)を横浜家庭裁判所小田原支部後見係へ郵送します。  
(※簡易書留又はレターパックで送付することをお勧めします。)



※申立て後の取下げは、家庭裁判所の許可が必要です。

## STEP 5

### 申立面接(※横浜家庭裁判所小田原支部にて)

#### ◆申立て面接時の持ち物／

- ①申立書に押印した印鑑、②申立書類一式のコピー、③財産関係の疎明資料の原本 など



## STEP 6

### 家庭裁判所による調査

#### ◆申立人・後見人等候補者への事情の聴き取り

#### ◆本人への面接(状況や意向確認など)

※家庭裁判所の判断で鑑定(★鑑定費用が必要です。)を行うことがあります。

#### ◆家族や親族への意向照会・確認 など



## STEP 7

### 家庭裁判所による審理と審判

#### ◆家庭裁判所は、後見等を開始するとともに、最も適任と思われる方を成年後見人等を選任します。

また、本人の財産状況等により、より細やかな助言などが必要な場合には、成年後見等監督人を選任することもあります。



## STEP 8

### 家庭裁判所から後見等開始の審判通知の受領

#### ◆家庭裁判所から特別送達郵便で審判書が届きます。

#### 《即時抗告期間》

※審判に不服がある申立人などは、審判書を受領してから2週間以内に不服申立ての手続きを取ることができます。

#### 《審判の確定》

※不服申立てが2週間以内になれば審判が確定します。



## STEP 9

### 審判確定⇒後見登記(東京法務局へ)⇒後見人等の就任

#### ◆審判確定後、家庭裁判所から東京法務局に後見登記(嘱託)されます。

※審判内容は戸籍には記載されません。

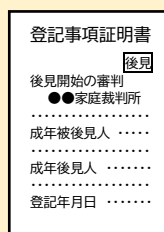
#### ◆成年後見人等は、登記事項証明書の交付申請手続きをします。

【登記事項証明書は・・・】横浜地方法務局本庁戸籍課の窓口又は東京法務局後見登録課に郵送で申請・取得できます。

※必要に応じて、家庭裁判所で審判確定証明書の交付・申請手続きもできます。

#### ◆登記事項証明書の取得

(※成年後見人等の公的証明書になります!)







豆知識

## 後見制度支援信託・支援預貯金ってなあ～に？

本人が後見類型の場合に、日常的な支払いのために必要な金銭を預貯金等として後見人が管理し、普段は使用しない金銭を信託銀行等に信託(預金)する制度です。

その払戻しや解約をするには、家庭裁判所の指示書が必要になります。



また、信託(預金)した財産は、元本が保証され、預金保険制度の保護対象になります。



豆知識

## 後見制度支援信託・支援預貯金制度の仕組みができた背景・・・

この支援信託・支援預貯金制度は、被後見人の財産について、後見人(親族や専門士等)による不正利用を抑止することが目的とされています。



# 8 任意後見制度とは・・・

本人に判断能力があるうちに、将来に備えて、あらかじめ本人自らが選んだ代理人(※任意後見人)に、自分の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務についての代理権を与える契約(※任意後見契約)を「公正証書」によって結んでおく制度です。

本人の判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申立てて、任意後見監督人が選任されて初めて、任意後見契約の効力が生じます。

任意後見監督人選任の申立てができる人は、本人やその配偶者、四親等内の親族、※任意後見受任者です。



※任意後見契約を締結した段階での受任者は、「任意後見受任者」と呼ばれます。委任者(本人)の判断能力が低下し、任意後見監督人が選任されて、任意後見が開始されると「任意後見人」と呼ばれるようになります。

## 9 任意後見制度 手続の流れ



### 豆知識

任意後見制度は、判断能力が不十分になったときに備えるものですが、判断能力が十分でも、身体が不自由になって財産管理等を依頼したい場合には、任意の「財産管理の委任契約」を結ぶ方法もあります。

### STEP 1

### 任意後見受任者を決めます



任意後見受任者

- ◆任意後見人は、自分の判断能力が低下したときに、自分に代わって財産管理などの事務を行う人ですので、信頼できる人を選び、じっくりと信頼関係を築くことが大切です。
- ◆親族や友人のほか、弁護士・司法書士・社会福祉士・税理士・行政書士などの第三者の専門家に依頼することもできます。

### STEP 2

### 任意後見契約の締結 ★公証役場で!



- ◆自らが選んだ任意後見人に、自分の生活、療養看護及び財産管理に関する事務についての代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人が作成する公正証書で締結します。



判断能力が低下!  
支援が必要になったとき



### STEP 3

### 任意後見監督人選任の申立て ★家庭裁判所へ



- ◆本人の判断能力が低下しているため、任意後見人の事務処理が適正に行われているかどうかを監督する『任意後見監督人の選任』が必要になります。
- ◆本人や配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者が家庭裁判所に『任意後見監督人選任の申立て』を行います。



## STEP 4

## 任意後見監督人の選任



任意後見人の活動がスタート!

◆任意後見監督人の選任により、任意後見契約の効力が生じ、任意後見人としての活動が開始します。



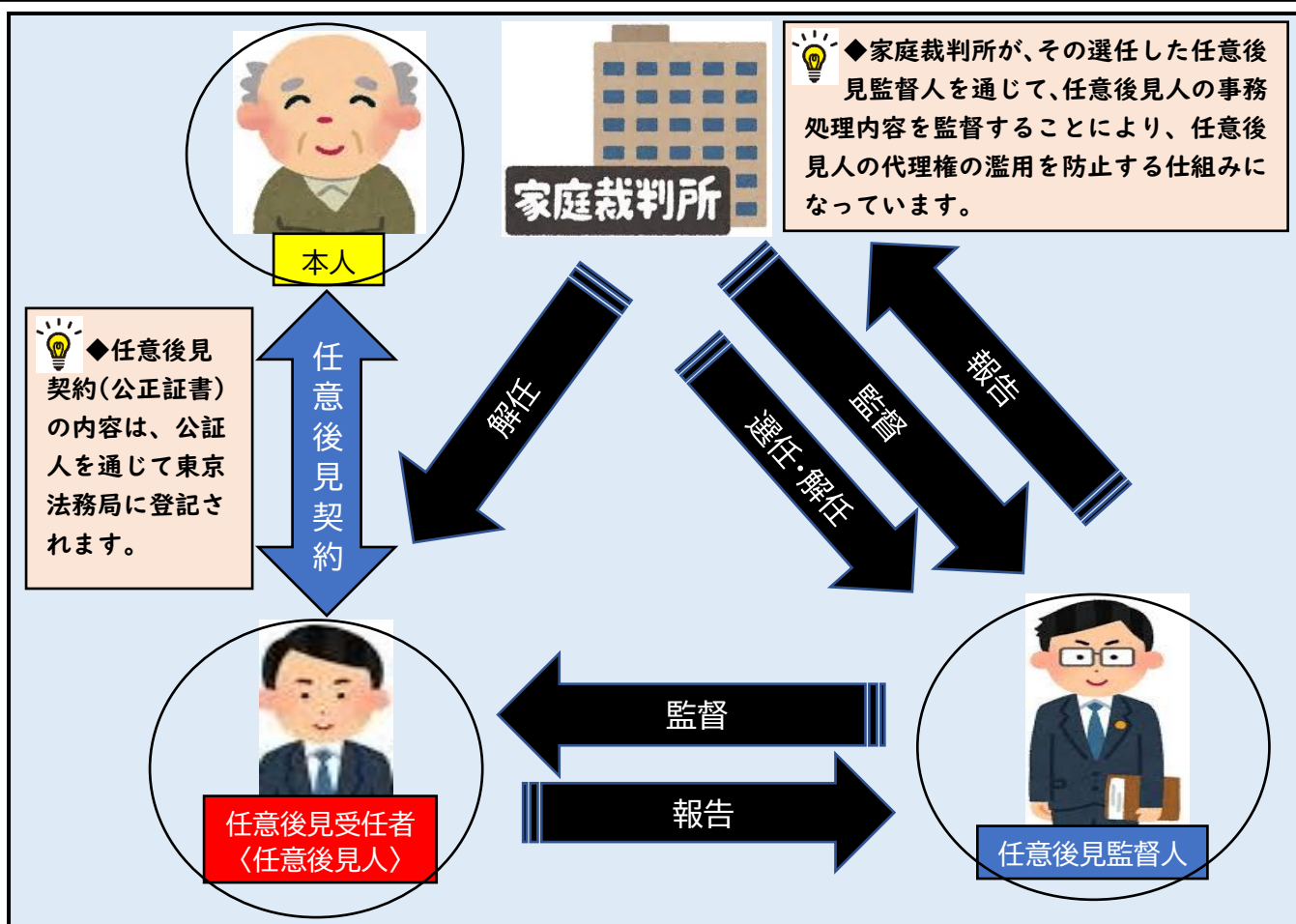
家庭裁判所から選任された  
任意後見監督人



### 豆知識

任意後見人には、本人が不利益な契約等を結んでしまった場合の「取消権」はありませんので、御注意ください。

# 10 任意後見制度における監督のしくみ



## 任意後見制度利用の費用は???

任意後見制度の利用には、①公正証書の作成、②任意後見監督人選任申立て、③任意後見人、任意後見監督人に対する報酬などの費用がかかります。

※詳しくは最寄りの公証役場か、17ページにある専門士業団体へお問い合わせください。







## ■成年後見登記や登記事項証明書については・・・

### ◆東京法務局 民事行政部 後見登録課 [※窓口・郵送でも可] ☎03-5213-1360

〒102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎 4階

(交通／東京メトロ東西線「九段下駅」(6番出口)、東京メトロ半蔵門線「九段下駅」(6番出口)、都営地下鉄新宿線「九段下駅」(6番出口)下車 徒歩5分)

### ◆横浜地方法務局 戸籍課 [※窓口のみ] ☎045-641-7976

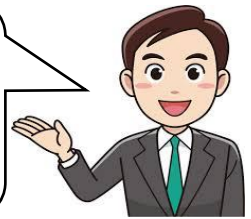
〒231-8411 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎 7階

(交通／みなとみらい線「馬車道駅」下車 4番出口 徒歩1分、  
J R京浜東北線・横浜市営地下鉄線「桜木町駅」下車 徒歩7分)



## ■主な成年後見に関する 御相談は・・・

成年後見人等候補者の紹介や申立手  
続の代理・書類作成の代行、任意後見  
契約などに関する御相談は・・・  
私たち専門家が力になります！  
是非、御相談ください！



| 専門士業区分  | 団 体 名                                               | 電 話                 |
|---------|-----------------------------------------------------|---------------------|
| 弁 護 士   | 神奈川県弁護士会 成年後見センターみまもり<br>平日 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分 | <b>045-211-7720</b> |
|         | 神奈川県弁護士会 小田原法律相談センター<br>平日 午前 9 時 30 分～午後 5 時       | <b>0465-24-0017</b> |
| 司 法 書 士 | 成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部<br>平日 午前 10 時～午後 5 時        | <b>045-640-4345</b> |
| 社会福祉士   | 神奈川県社会福祉士会ぱあとなあ神奈川<br>火・木曜日の午後 2 時～午後 5 時           | <b>045-314-5500</b> |
| 行 政 書 士 | コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部<br>平日 午後 1 時～午後 4 時          | <b>045-222-8628</b> |

## 伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター 事 業 案 内

### ■一般相談、成年後見制度の申立手続の支援

電話や窓口で、成年後見制度などに関する御相談を随時お受けします。  
また、申立てに必要な書類を常備し、申立てに関する相談や手続の説明  
を行っています。

必要に応じて、申立書類の作成支援など、家庭裁判所への申立てまで  
の継続的な相談や手続支援を行っています。

※月～金曜日(年末年始・祝祭日を除く。) 午前 8 時 30 分～午後 5 時



### ■専門相談 ※予約制 ☎0463(94)9600

相談は無料



成年後見制度(法定後見、任意後見)や申立手続について、成年後見  
人等の事務や活動についてなど、原則、伊勢原市在住の本人とその親  
族、成年後見人等や関係機関の方からの御相談にお応えします。

成年後見制度の利用に関連する場合は、相続・遺言、債務整理などの  
法律的な内容や税務申告についての相談にもお応えします。

◇相談時間は、お一人40分以内です。

【専門相談員】 弁護士、行政書士、税理士

|        |                                                                          |
|--------|--------------------------------------------------------------------------|
| 弁護士相談  | 原則毎月第3水曜日 午後4時～午後6時                                                      |
| 行政書士相談 | 原則毎月第2水曜日 午後1時～午後3時                                                      |
| 税理士相談  | 年2回 不定期（例年は12月と2月のみ）<br>※相談日時は、伊勢原市社会福祉協議会のホームページや広報いせはら等で<br>お知らせしています。 |

★専門相談員が課題解決まで関わる相談ではありません。

【場 所】伊勢原シティプラザ 1階 相談室

## ■第三者の後見人等候補者に関する情報提供

制度利用に当たって、親族の方が後見人になることが難しい場合に、弁護士や司法書士などの専門家に第三者の後見人等候補者を依頼する場合の相談先を情報提供します。



## ■後見人への支援

家庭裁判所への定期報告書類の作成や後見事務に関する相談など、既に後見人を受任している方からの相談をお受けしています。

また、親族後見人の方向けに後見事務に関する知識の習得や課題解決のための勉強会などを開催したり、制度に関する情報提供も行います。



## ■成年後見制度や権利擁護に関わる普及・啓発

ホームページやパンフレット、広報紙を活用した制度の周知のほか、一般市民向け講演会、市民や企業、当事者団体などを対象にした出前講座などを行います。



## ■市民後見人の養成・活動支援

伊勢原市では、平成26年度から成年後見人等の新たな担い手として、同じ市民の立場で被後見人等(本人)を支援する「市民後見人」の養成と活動支援に取り組んでいます。





## ■地域連携ネットワークの形成

弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士などの専門職団体や行政、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、医療機関、福祉サービス事業者など、地域の関係機関と連携し、地域の中で権利擁護の支援が必要な方に適切な支援が行われる基盤づくりをします。



## ■市長申立ての事務支援

市長申立て(身寄りがいないなどの理由で、後見等開始の申立てをする人がいない方の福祉や保護を図るため)の事務支援を行っています。



## あんしんセンター事業(日常生活自立支援事業)と成年後見制度の関係

### ■あんしんセンター事業(日常生活自立支援事業)って・・・

高齢者や障がいのある方を対象とした「金銭管理」や「福祉サービスの利用援助」などを契約に基づき行う事業です。

〔契約によるサービス〕 ※詳しくは、担当の専門員にお問合せください。

●福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス

●預金通帳などの財産関係書類等の預かりサービス

※上記サービスは、**契約能力があることが前提条件**となります。

また、利用料も原則必要となります。



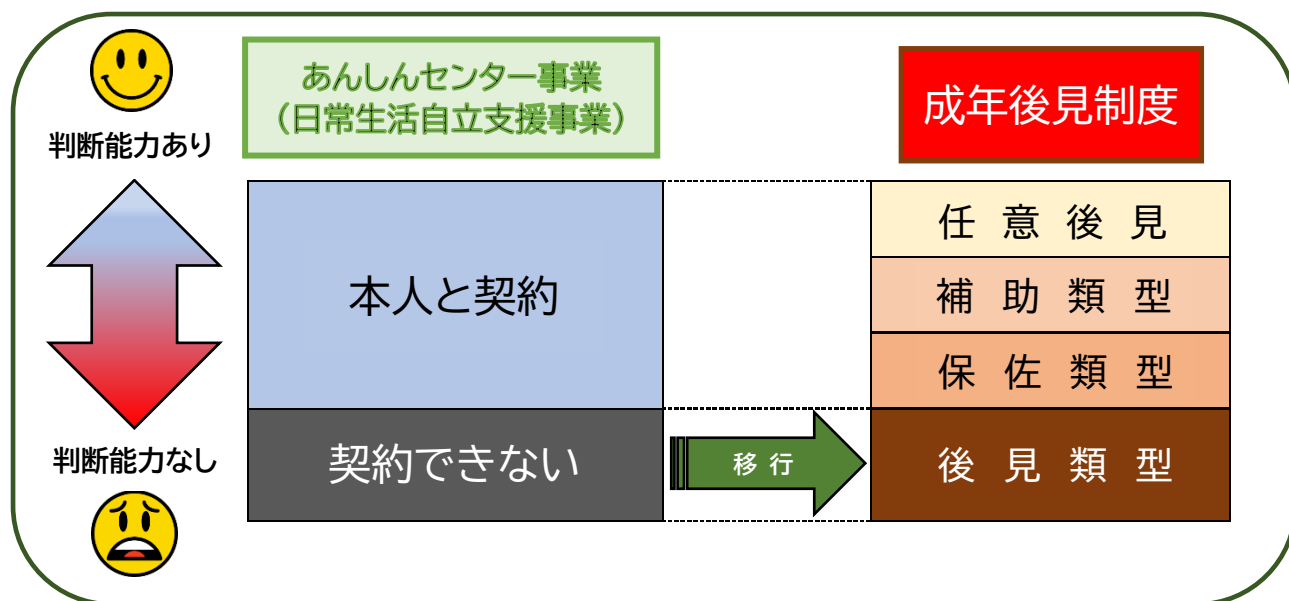
自分で契約などの手続や財産の管理ができなくなり、あんしんセンター事業(日常生活自立支援事業)の範囲を超えた支援が必要になった場合には、成年後見制度(法定後見制度)が利用できます。

(※別途、家庭裁判所への申立てが必要です。)

家庭裁判所が選任した成年後見人等が、家庭裁判所(後見等監督人を含む。)の監督の下に、法的な権限を持って、本人の支援をします。



## ◇あんしんセンター事業(日常生活自立支援事業)と成年後見制度の利用対象者



## ◇あんしんセンター事業(日常生活自立支援事業)と成年後見制度の支援範囲

| 主な支援項目                                                                                             | 支援内容の例            | あんしんセンター<br>(日常生活自立支援事業) | 成年後見制度              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|--------------------------|---------------------|
| 日常生活に関すること<br>  | ・日常的な金銭管理         | ○                        | ○(※取消しはできない)        |
|                                                                                                    | ・預金通帳などの保管        | ○                        | ○                   |
|                                                                                                    | ・年金の受領            | ○                        | ○                   |
|                                                                                                    | ・介護保険や福祉サービスの利用契約 | △(※手続支援のみ)               | ○                   |
|                                                                                                    | ・病院の入院契約          | △(※手続支援のみ)               | ○                   |
| 療養・看護に関すること<br> | ・医療や住居の確保         | ×                        | ○<br>(※医療同意まではできない) |
|                                                                                                    | ・施設への入退所契約        | △(※手続支援のみ)               | ○                   |
|                                                                                                    | ・施設での生活の見守り異議申立て  | ×                        | ○                   |
| 重要な財産に関すること<br> | ・不動産の処分           | ×                        | ○<br>(※事前に家裁の許可が必要) |
|                                                                                                    | ・遺産分割             | ×                        | ○                   |
|                                                                                                    | ・消費者被害の取消し        | △(※手続支援のみ)               | ○                   |

お気軽に御相談くださいね!



社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会  
伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター

|        |                                                                               |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 開設時間   | 月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く。)<br>午前8時30分～午後5時                                     |
| 住所     | 〒259-1131<br>伊勢原市伊勢原2丁目7番31号<br>伊勢原シティプラザ1階                                   |
| 電話     | <b>0463-94-9600</b>                                                           |
| ファックス  | <b>0463-94-5990</b>                                                           |
| ホームページ | <a href="http://www.isehara-shakyo.or.jp">http://www.isehara-shakyo.or.jp</a> |
| E-mail | <a href="mailto:info@isehara-shakyo.or.jp">info@isehara-shakyo.or.jp</a>      |
| 交通機関   | 小田急線「伊勢原駅」北口下車 徒歩9分                                                           |

